



◀盤面を見つめてプレーに熱中するお年寄りたち

## 広島で敬老の日シニアパチンコ大会

# 150人が賑やかに3施設に車椅子を

広島県世羅町のホール「銀座1」  
(株)ナオ、後藤直親代表取締役)

で9月13日、店休日を利用して「敬老の日シニアパチンコ大会」が開かれた。この催しは、同ホールが世羅町で営業できることについて感謝の意を表すために、地域の高齢者を招待して、今年で20回目となる恒例行事。

この日は同町と三原市など周辺地域に住むお年寄り、さらに養護老人ホーム等3施設のお年寄りなど計150人が、年1回のプレーを楽しみに集まった。車椅子で参加した人のためには座椅子が撤去された。

同ホールはパチンコ160台、

パチスロ102台を備える郊外型店舗。この日はパチンコが全台開放された。各人に2000個の貸玉が用意され、午後1時半にスタート。店内はチーンジャラジャラのにぎやかな音であふれかえった。

お年寄りたちは「海物語」「花の慶次」「北斗の拳」「牙狼」といった人気機種の手ドルを握って、一心不乱に盤面を見つめたり、隣の人とおしゃべりをしたり、午後3時までの1時間半をたっぷりと楽しんだ。長時間同じ姿勢のため肩がこってしまい、介護の人に肩を



3養護施設に車椅子3台が贈られた

もんでもらいながらプレーするお年寄りもいた。

終了後、紅白のまんじゅうをお土産に、お年寄りたちは三々五々帰って行った。お年寄りが「また

来年来るよ」とお礼をいい、ホールスタッフが「お元気でいてくださいね」と送り出していた。また、参加した3養護施設に車椅子が1台ずつ贈られた。

## 日遊協「年少者」で会員に要請

# 「立ち入り」防止へ配慮を 遊技機の広告、宣伝の仕方

日遊協は、年少者に人気のあるアイドルやアニメコンテンツに関する広告、宣伝について警察庁から口頭で要請を受け、9月21日、社会的な批判を生じさせないために要請に添った対応を行うよう、会員宛に発信した。警察庁は同様の要請をホール関係団体と日工組、日電協にも行なった。

警察庁の要請要旨は次の通り。

最近、年少者に人気の高いアイドルやアニメコンテンツ等を用いて、特別グッズや特別映像等とリンクした遊技機について、「18歳未満の年少者のホールへの立入りを助長している」との批判の声がある。  
現時点では、メーカー、ホール関係団体とも年少者の立入り事案防止のための措置を自発的に執って

いると思われる、立入り事案の発生について具体的に承知していないが、このような状況に鑑み、各団体は傘下の組合員(会員)に対し、以下の点についてご協力をいただきたい。  
① 多数の年少者が利用することが想定される公共空間(ターミナル駅、電車内、学校・通学路周辺等)、及び多数の年少者が目を通すことが推定される媒体(新聞折り込み等)における、該当する遊技機の広告、宣伝のあり方・態様について、上記の趣旨を汲んで十分な配慮をする。  
② とくに特別グッズや特別映像の提供を強調して、年少者のホールへの立入りを誘引するような表現を用いての広告、宣伝(「特典映像を見たければ、〇〇店に行こう」「限定グッズが手に入るの、〇〇店だけ」等)は行わない。



## 5団体が業界誌記者会見

# 適正化に協力求める7・20通知 に関連して

ホール関係5団体(全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、PCSA)は9月14日、東京・新橋の第一ホテル東京で業界誌(紙)19社と合同記者会見を開き、「パチンコ営業の健全化へのご理解とご協力について」と題する要請を行った。

この要請は、警察庁が7月20日付でホール関係5団体に出した通知「ばちんこ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について」



記者会見を行う深谷日遊協会長(正面左から3人目)、青松全日遊連理事長(その右)らホール関係5団体関係者

の中で業界誌(紙)が関係する不適切な広告やイベント、掲載記事に言及し、内容の適正化について業界誌(紙)に協力を求めるよう、業者関係団体として要請されたことを受けたもの。なお、これとは別に日遊協は8月8日、ファン雑誌7社に対して単独で説明会を開き、同様の協力要請をしている。

この日の会見には青松英和全日遊連理事長、深谷友尋日遊協会長ら5団体の代表者や幹部が出席した。青松理事長は「このお願いは、ホール業界が今、いかに危ういところにいるかを裏付けるものだ。この業が今後も健全に推移するにはどのような活動が必要か、業界誌の皆様にもご認識いただきたい」、深谷会長は「業界誌の皆様方もわれわれと同じサークルにいると思っっている。この業界を知らない方や批判的な方にも理解していただくためには、行儀の悪い業界をつくりたくはないという思いだ」と業界誌(紙)の協力を訴えた。

業界誌(紙)への要請文の要旨、

次の通り。

昨年来の行政当局からの指導については、大きく社会の耳目を集めているが、こうした中で業界誌(紙)に、

▼遊技機の無承認変更や等価交換規制違反等の違法な方法による賞品提供を推奨し、又は教唆・助等する内容の記事

▼遊技機の無承認変更にあたる内容を指南する専門講座等の広告

等が掲載されるとすれば、業界界が進める健全化の取組みのみならず、社会から見た当業界のイメージや信頼性にも影響を及ぼすと懸念される。

貴誌(紙)におかれては、現在、当業界が、東日本大震災後のパッシングを経て行政当局のみならず社会全体から、風営法と社会常識を踏まえた健全営業を強く求められている状況をご理解いただき、私どもの営業の健全化に向け、ご協力を賜るようお願いする。

## 5団体「車内放置」で声明

### 対策合同委員会を設置

10月9日に初会合開く

ホール関係5団体(全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、PCSA)

遊協、同友会、余暇進、PCSA)は9月14日、東京・新橋の第一ホテル東京で業界誌(紙)との合同記者会見を開き、「ホール駐車場における子どもの車内放置事故防止対策について」と題する声明を発した。この会見は、「パチンコ営業の健全化へのご理解とご協力について」と題する要請の会見に引き続いて行われた。

声明は、8月16日、三重県桑名市のホール駐車場で、車内に放置された生後5か月の乳児が熱中症とみられる原因で死亡した事故を、業界として真摯に受け止めて出された。この中で、業界は子どもの車内放置事故防止に積極的に取り組んでおり、昨年度は41件51人、今年度は11件16人(9月13日現在)の発見事例があること、一方で死亡事故は平成16年以降12件発生し、最近5年連続発生するなど、死亡事故の絶無を期すことの難しさを痛感していること等を述べ、ホール関係5団体で合同委員会を設置して、きめ細かな対策を策定し実行すると声明している。車内放置事故防止のための5団体合同委員会は10月9日に初会合が予定されている。



## 総付景品等の提供に関するガイドライン

— 来店ポイントに関連して追加した部分(赤字)を中心に抜粋 —

総付景品及びそれに類するもので集客を目的として提供する景品(以下「総付景品等」という。)を提供する場合において、当該総付景品等の提供が、著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないものとするため、全日本遊技事業協同組合連合会、社団法人日本遊技関連事業協会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、一般社団法人余暇環境整備推進協議会、一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会(以下「ホール5団体」という。)は、以下のとおり総付景品等の提供に関するガイドラインを作成し、ホール5団体及び各団体に属するぱちんこ店の営業者、代理人、使用人その他の従業者は、これを遵守し、誠実に履行する義務を負う。

(総則)

第1条 (略)

(総付景品等の種類)

第2条 提供することのできる総付景品等の種類は、次の各号に掲げるものであって、自店舗において賞品として提供していないものに限るものとする。

一 菓子類

二 飲料

三 ティッシュその他の日用雑貨

四 ポイント(その累積数に応じて物品の提供を受けることができるものであって、提供者がいかなる立場の者であるかを問わず来店行為に基づいて付与されるものに限る。)

(総付景品等の内容)

第3条 (略)

(ポイント以外の総付景品等の価額)

第4条 総付景品等(ポイントを除く。以下この条において同じ。)の価額は、200円以下とし、同一日に総付景品等に加えてポイントの付与も行う場合は、提供される総付景品等の価額と付与されるポイントの価値に対応する金額を合算した額を200円以下とするものとする。

2 総付景品等の価額の算定は、次の各号のいずれかによることとする。

一 当該総付景品等と同じものが市販されている場合は、当該総付景品等の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価額(いわゆるディスカウント価格を含まない。)による。

二 当該総付景品等と同じものが市販されていない場合は、当該総付景品等を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価(いわゆるディスカウント価格を含まない。)等を勘案して、当該総付景品等の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。

3 総付景品等の提供に当たっては、当該総付景品等の価額について十分な疎明資料を用意することとし、行政当局から当該総付景品等の価額の算定その他の事項について説明の要請があった場合は、誠実に対応するものとする。

(ポイントの価値等)

第5条 同一日に付与できるポイントは、1ポイントとし、ポイントの価値に対応する金額は、20円以下とする。

2 ポイントの累積により提供される景品(以下単に「景品」という。)の価額は、

1万円以下とし、その種類は、一般に流通している物品(現金及び有価証券を除く。)とする。

3 前条第2項の規定は、景品の価額の算定について準用する。

4 ポイントの付与及び景品の提供に当たっては、ポイントの価値及び景品の価額について十分な疎明資料を用意することとし、行政当局から当該ポイントの価値及び景品の価額その他の事項について説明の要請があった場合は、誠実に対応するものとする。

## 5団体「来店ポイント」運用で合意

# 「総付G.L」に成文化

## 10月1日から施行を確認

ホール5団体代表者会議は9月4日、全日遊連会議室で開かれ、「総付景品等の提供に関するガイドライン」の対象に来店ポイントを加える改正案について合意し、10月1日の施行を確認した。会議には青松英和全日遊連理事長、深谷友尋日遊協会長、松田高志同友会代表理事、金海龍海余暇進副会長、中島基之PCSA専務理事らホール関係5団体の代表者、幹部19人が出席した。

来店ポイントは、4月13日付の警察庁通知「ぱちんこ営業において付与されるポイントの取扱いについて」の中で一定の範囲内で認められたため、7月9日のホール5団体風営法検討会WG(ワーキンググループ)会合で全日遊連が来店ポイントを加えたガイドライン改正案を提出、協議を重ねていった。さらに、同ガイドラインに付属する解説「『総付景品等の提供に関するガイドライン』の基本的な考え方」についても改訂した。

※「総付景品等の提供に関するガイドライン」と「基本的な考え方」は、本誌2011年11月号で詳報している。今号では来店ポイントに係る改正(追加)部分を抜粋して掲載する。



## 解説

# 「総付景品等の提供に関するガイドライン」の基本的な考え方

来店ポイントに関連して追加した部分(赤字)を中心に抜粋

はじめに

このガイドラインは、広告、宣伝についての警察庁からの業界関係者宛ての通知文書(平成23年6月22日付「ばちんこ営業における広告・宣伝等につ

いて(通知)」)中の2(6)に、総付景品に関する規定があり、景品提供の過激化を防止するため、業界団体においてガイドラインを作成するよう要請されていたことから、ホール5団体

において協議を重ね作成したものです。表題には「総付景品等」となっていますが、これは、直接総付景品に該当しなくても、同様に集客のために街頭等で配られる粗品等についても、その

(総付景品等を提供することができる日数)

第6条 営業所内外において総付景品等を提供することができる日数は、次項及び第3項に定める場合を除き、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 一月内における提供日数が1日(開店披露、創業記念等の行事に際して提供する日数を含み、1月1日から1月3日までの日についてはこれに算入しない。)を超えること。
- 二 1月1日から1月3日までの3日間を除き、複数日にわたり連続して提供すること。
- 2 営業所内においておしぼり、湯茶(缶、ペットボトル、紙パックその他の密閉容器により提供されるものを除く。以下同じ。)、ポケットティッシュ、うちわ、マスク、あめ玉(単体のものに限る。以下同じ。)の提供及びポイントを付与する場合には、当該総付景品等を毎日提供・付与することができるものとする。
- 3 (略)

(総付景品等の提供方法)

第7条 総付景品等の提供方法は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一～五 (略)

六 自店舗内の賞品カウンターで提供すること(営業所内においてポイントを付与する場合を除く。)

七 同一の事業者が複数の営業所ではちんこ店を営む場合において、総付景品等を来店ポイントの累積数に応じ提供するときの当該来店ポイントの累積に関し、複数の営業所で付与された来店ポイントを合算すること。

(景品の提供方法)

第8条 前条第一号、第二号、第四号及び第六号の規定は、景品の提供方法について準用する。

(証票の取扱い)

第9条 ポイントの付与を行おうとするばちんこ店の事業者は、当該ポイントに係る累積数を記録するカードその他の証票等について、所有者の氏名を記載するなど、第三者への売却及び第三者の使用を防ぐための措置を講ずるものとする。

(射幸心をそそる広告、宣伝等の禁止)

第10条 総付景品等(ポイント及び景品を含む。)を提供することに関して、射幸心をそそる広告、宣伝等は禁止する。

(不遵守会員等への指導)

第11条 (略)

(ガイドラインの改訂)

第12条 (略)

附 則

このガイドラインは、平成23年11月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月4日

## 第1条(総則)関係

(略)

## 役務の提供は不可

### 第2条(総付景品等の種類)関係

(前半略)

Q 「遊技の金額・時間に応じてのポイント付与は認められますか?」

A 警察庁からの通知文書の中で、「著しく射幸心をそそるおそれのある方法」であると規定されており、認められません。他の総付景品と同様に、来店行為自体に基づいて付与される来店ポイントのみが認められます。

Q 「ポイントの累積により提供される景品は、第2条の第一号から第三号までの品物に限られますか?」

A 第2条の第一号から第三号までの品物に限定はされませんが、第3条及び第5条第2項の規定を遵守しなければなりません。なお、物品に限られ、サービス行為等役務の提供は含まれないことに注意してください。

### 第3条(略)

提供が著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないようにルールを定めることとしているためです。  
また、警察庁の通知文書(平成24年4月13日付事務連絡「ばちんこ営業において客に付与されるポイントの取扱いについて」)において、来店ポイントについては、一定の条件の下で認められることとなりましたので、来店ポイントについても、このガイドラインにおいてルールを定めたものです。



## 合算して200円以下

### 第4条（総付景品等の価額）関係

（前半略）

Q「ポイントの付与と他の総付景品の提供を同じ日にするとともに、なぜ合算しなければならぬのですか？」

A 景表法の概念では、ポイントも総付景品に含まれていますので、200円の限度額を超えないようにしなければなりません。

Q「ポイントの付与と他の総付景品の提供を同じ日にすると、第7条第五号の同一日に複数回の提供禁止の規定に触れませんか？」

A ポイントの付与は、他の総付景品等の提供とは異なる概念としてガイドラインでは区分されており、それぞれ1回ずつであれば抵触しません。

### 第5条（ポイントの価値等）関係

5団体の協議により、来店ポイントの単価は20円以下相当とすることが妥当と考えられたものです。また、ポイントの累積により提供される景品の価額の上限は、風営法施行規則で規定されている賞品の価格の上限である1万円とするのが妥当と考えられたものです。

Q「第2項の「一般に流通している物品」とはどのようなものですか？」

A 広く一般に日常流通使用されている品物を意味しています。したがって、サービス行為等役務の提供は含まれません（第2条のQ&A参照）。

### 第6条（総付景品等を提供する）

#### 「1」がでける回数（回数）関係

（前半略）

また、正月三日はこの日数に算入しないとすると、これ以外において複数日の連続提供は認められません。但し、ポイントについては、第4条第1項及び第5条第1項の規定の範囲であれば、営業所内で提供されるおしほり等と同様に、毎日付与することが認められます。

（中盤略）

Q「ポイントは、なぜおしほりと同様に毎日の付与が認められるのですか？」

A ポイントは、ある程度来店日数を重ねることで景品が提供されることが想定されるものであるからです。

（後半略）

## 「氏名」は基本的義務

### 第7条（総付景品等の提供方法）

関係

景品の提供方法で、景表法、風営法の各法令上の見地から不適切なものとされるものを列挙しています。

第一号、第三号、第五号

来店者全員等に無差別に提供する、という総付景品等の趣旨に反するとともに、遊技料金の割引や等価交換違反（賞品の提供価格の値引き、賞品の上乘せ）として風営法違反となるおそれがあります。

第四号、第六号

賞品との区別を曖昧にし、等価交換違反（賞品の上乗せ）として風営法違反となるおそれがあります。但し、ポ

イント自体の付与はシステムの都合等を考慮し、カウンターでの手続きを行うことができるとしています。

第七号

来店ポイントは、基本的に当該店舗への来店行為について付与されるものとしており、複数の営業所の合算は認められません。

Q「来店ポイントと他の買い物カードとの併用は認められますか？」

A ポイントを現金と同様に扱う問題もあり、当然認められません。

### 第8条（景品の提供方法）

関係

ポイントの累積により提供される景品の提供方法について規定しています。第7条第三号については、来店ポイントの性格上認められません。第7条第五号を準用していないのは、ポイントの付与と異なり、ポイントを景品に換えることは、ポイントの累積数の範囲であれば、1日1回に限定する必要はないと考えられるためです。

Q「景品を配送することは構わないですか？」

A ポイントの決済が確実な本人確認の上で営業所内で行われたものであれば、その結果として自宅への配送は認められます。

### 第9条（証票の取扱い）

関係

ポイントについては、そのカードの悪用を防止する意味から、転売や第三者の使用防止のために規定が置かれたものです。

Q「所有者の氏名記載は、必ず営業者

が行わなければならないのですか？」

A 悪用防止の観点から、営業者に必要な措置が求められるのですが、所有者の氏名記載は基本的な義務と解されます。この他に、営業者が必要と認められる場合には、その他の措置を講ずることとしています。

## 「本日2倍」はダメ

第10条（射幸心をそそる広告、宣伝等の禁止）

警察庁の通知（平成24年7月20日付「皆さん営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について」）の別添例示に見られるように、総付景品等を悪用しての違法な広告宣伝が指摘されています。新たに規定されたポイントについても、同様のおそれがあり、この機会に悪用を戒めるものです。

Q「1ポイントを通常10円とし、『本日はポイント2倍』という広告は、認められますか？」

A ポイントを悪用して特別な日を設けるものであり、いつも以上の期待感を抱かせることとなるため、著しく射幸心をそそるおそれがあるものであり、認められません。

### 第11条（不遵守会員等への指導）

関係

（略）

### 第12条（ガイドラインの改訂）

関係

（略）



皇居桔梗門に勢揃いした勤労奉仕団(25日)



## 皇居奉仕に44人参加 両陛下のご会釈に「感激」

日遊協皇居勤労奉仕団44人(団長・後藤信行中国・四国支部長)が9月24～27日の4日間、皇居及び赤坂御用地で奉仕活動を行った。日遊協の皇居勤労奉仕は2010年から始まり、今年が3年目となる。

奉仕団は毎日午前8時までに皇居の桔梗門(赤坂御用地では御用地の西門)に集合し、同8時15分に皇居に参入した。胸に日遊協のマークが入った白いポロシャツに着替え、約8時間、草取り、落ち葉掃除などの作業をして午後4時に退出した。25日、天皇、皇后両陛下がご会釈にお出ましになった。天皇陛下が後藤団長に「いま、景気はどうですか」とご質問をされ、後藤団長が「まあまあです」と答えた。27日の赤坂御用地での奉仕では、皇太子殿下がご会釈をされた。

奉仕活動2日目の25日夕、東京・内幸町の中華料理店で団結の集いが開かれ、団員たちは「あと2日、がんばろう」と氣勢を上げた。この日は両陛下のご会釈の後だったので、各テーブルでは「あんなに間近で両陛下とお会いできるとは思わなかった」と感激して語り合っていた。

今回の団員は次の通り。  
(順不同・敬称略)

- 団長・後藤信行(株ナオ)▽副団長・薛博仁(富國物産株)▽田村美保、向後衛(株ヒノックス)▽山本利和、庵建太(株日進)▽瀬戸口竜也、奥野宏(三宝商事株)▽松田高志(株エムズ・ユー)▽齋藤人志、星野正史、阿施浩行(NEXUS株)▽北原達哉(シルバー電研株)▽越地大輔、土井正行、佐藤淳(株千歳観光)▽北崎昌志(株J・G・コーポレーション)▽内田喜久、内田美穂子(ウチダ株)▽見上篤司、荒井大輔(株ニラク)▽相馬充(合資会社ビームス)▽野瀬雄平、新聞博幸(ピアークホールディングス株)▽山道勝昭(永伸商事株)▽横瀬幸二郎(有サンライズカリブオーシャン)▽松本泰志、堀口正人、根岸功(サンキョー株)▽星野賢一、横山芳(日拓リアルエステート株)▽新妻輝子、新妻弘行、三好亜紀子、安達真琴、野崎芽衣、渡部美波、眞野みさを(一般)▽眞野年之、成光二夫、江口憲治、佐藤千治(日遊協)

### J-NET安心貯玉健全セミナー 意義や現状について講演

ジャパンネットワークシステム(株)主催の「J-NET安心貯玉健全セミナー」が8月30日、札幌市



講演するJ-NET勝又常務

のホテルエルム札幌で日遊協北海道支部後援のもと開かれ、貯玉補償基金を通じての健全営業とファンの利益保護を訴えた。加盟法人等から45人が参加した。

講演でJ-NET勝又健治常務取締役は、「J-NET及び第三者貯玉保証管理制度について」と題して、J-NETの設立主旨、貯玉/メダル再プレーシステム、貯玉補償基金の必要性、契約会員数や貯玉/メダル金額などの現状を説明した。次いで、佐々木敏栄貯玉補償基金事務局長が同基金の運営組織、拠出金、センター事業者、東日本大震災に伴う補償状況などについて講演した。

松谷明良日遊協北海道支部長が後援団体を代表して挨拶し、渡部泰光北海道警保安課課長補佐が「健全営業のための法令遵守について」と題する行政講話を行った。



21世紀会が14団体に要請

「女性の活躍推進」を労働力確保と経済活性化

パチンコ・パチスロ産業21世紀会(青松英和代表)は9月3日、日遊協など構成14団体に宛てて「女性の活躍推進に向けた情報開示の促進に関する所属団体への要請について」と題する依頼を発送した。

これは警察庁が8月30日、保安課長名で21世紀会に宛てて発信した同主旨の依頼を受けたもの。

5月に総理の指示で「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が設置され、「『女性の活躍による経済活性化』行動計画(働く『なでしこ』大作戦)」が決定した。この「行動計画」の中で、「女性の活躍状況の『見える化』」、つまり行政のウェブサイトを活用して経営方針、企業の女性活躍状況や向上の取組みについての情報開示を推進することになり、できるだけ多くの企業が参加できるように関係省庁が連携していくことになった。

保安課長名の依頼「女性の活躍推進に向けた情報開示の促進に関する所管団体への要請について」

はこれに沿ったもので、「労働力人口が減少する中で、意欲ある女性が活躍できる環境を整備していくことは労働力確保の観点だけでなく、経済活性化の観点からも不可欠の課題」としている。こうした観点から、①ポジティブ・アクション(女性の採用拡大・職域拡大・管理職登用の拡大など、個々の企業が進める自主的な取組み)の推進②厚生労働省の「ポジティブ・アクション応援サイト」を活用しての情報開示や、「女性の活躍推進宣言コーナー」を活用して経営者自ら女性の活躍推進の取組方針の宣言——等の協力を企業に要請している。

ポジティブ・アクション  
情報ポータルサイト  
<http://www.positiveaction.jp/>

リサイクル推進委員会

(株)昌栄を取消処分に

遊技機リサイクル推進委員会(座長・篠原弘志日遊協専務理事)は9月25日、日工組会議室で開かれ

た。遊技機リサイクル選定業者の(株)昌栄(愛知県小牧市)が関係する違反行為について審議し、選定業者としての適格性を判断した結果、遊技機リサイクル業者選定要綱の第7条(取消し等)1項を適用して取消処分とすることで合意した。

これで遊技機リサイクル選定業者は同日現在40社になった。同社はリサイクル処理の管理体制が不適正なために、判明しているだけでも昨年9月から今年3月までの間、未処理を処理済みとして遊技機20台を市場に流出させた。

第3回 エッセー 絵手紙 コンクール 応募要項

11月1日から募集開始

テーマ

「パチンコ・パチスロ 私の楽しみ方」  
「パチンコ・パチスロへのメッセージ」

- エッセーは2000字以内でまとめて、なるべく電子メールで送稿してください。
- 絵手紙は市販のハガキに絵と文字で作成してください。
- 住所・氏名・年齢・職業・電話番号(携帯も可)を明記して、電子メールまたは下記事務局まで封書でお送りください。

募集期間 2012年11月1日(火)～2013年2月28日(木)

発表 2013年6月6日(木) 日遊協ホームページ <http://www.nichiyukyo.or.jp/>

賞品

エッセー—— 最優秀賞 旅行券30万円分1人 優秀賞 旅行券10万円分2人  
佳作 商品券1万円分10人

絵手紙—— 最優秀賞 旅行券15万円分1人 優秀賞 旅行券5万円分2人  
佳作 商品券1万円分10人

入賞作品の著作権は、日本遊技関連事業協会に帰属するものとします。

応募先及びお問い合わせ先

E-mail : [bosyu@nichiyukyo.or.jp](mailto:bosyu@nichiyukyo.or.jp)  
社団法人日本遊技関連事業協会コンクール事務局  
〒104-0033 東京都中央区新川2-12-15 ヒューリック八丁堀ビル2F  
TEL03-3553-4333 FAX03-3553-4334

応募された個人情報については、個人情報に関して摘要される法令や規範を遵守し、コンクールの目的以外には一切使用致しません。

主催 社団法人日本遊技関連事業協会  
協賛 全日本遊技事業協同組合連合会・日本遊技機工業組合・日本電動式遊技機工業協同組合  
全国遊技機商業協同組合連合会・回胴式遊技機商業協同組合・遊技場自動サービス機工業会

誰でも、気軽に、応募しよう



# 事業報告・計画を承認 新理事に 青松英和氏

ばちんこ依存問題の相談機関であるリカバリサポート・ネットワーク(西村直之代表理事)は9月19日、東京・市ヶ谷の遊技会館で第3回総会を開いた。2011年度事業報告、2012年度事業計画、NPO会計基準への変更を承認し、任期満了に伴い梁川康成、高橋孝一郎両理事を再選した。引き続き第6回理事会を開き、任期満了に伴う役員改選を行い、退任した原田實全日遊連前理事長に変わり青松英和全日遊連理事長を理事に選任した。その他11名の理事は全員再選され、新理事会において西村代表理事が再選された。

## 不正対策室会議 多岐な不正情報を分析

不正対策室会議(室長・伊東愼吾日遊協常務理事)は8月10日、日遊協本部会議室で開かれPSIO(不正対策情報機構)への入力報告を行い、委員14人がゴト・不正情報について検討した。

8月のPSIOオープンネット(業界及び一般ファンからの不正情報)は、業界から35件、一般ファンから535件の入力があった。一般ファンの入力は昨年8月(764件)に比べ、229件減った。ゴト情報では、モンキーターンやミリオンゴッドに対する集中的な攻撃が報告され、その対策が協議され、日電協からは具体的な対応が報告された。

不正情報では、広告・宣伝や計数機などが通常より多岐にわたって情報が寄せられたことが報告された。また、不正基板による新しい手口が現れたことに関して検討された。

## インターネット広告協議会 微妙な表現など整理 7・20通知以降の状況で

パチンコインターネット広告協議会(日遊協、凸版印刷株、IMC株)で構成)

が8月31日、日遊協本部会議室で開かれた。7月20日付で警察庁から「ばちんこ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について」に関する通知が出された。1か月以上を経過したが、この間電子チラシ広告(パチンコのチラシ Powered by Shufu!)の

OCTOBER

1日(月)	ラスベガス・シアトル研修。6日まで
2日(火)	15:30~17:30 広報調査委員会
3日(水)	15:00~19:00 北海道支部総会(札幌・京王プラザホテル)
4日(木)	10:00~16:00 健全営業推進セミナー(札幌コンベンションセンター)
5日(金)	13:30~14:30 パチンコインターネット広告協議会
9日(火)	10:00~17:10 取扱主任者講習・試験(新規)(名古屋ガーデンパレス)
	15:00~16:00 ホール5団体事務局連絡会
	16:30~18:00 ホール5団体消費税対応ワーキング
10日(水)	10:00~16:50 取扱主任者講習・試験(更新)(名古屋ガーデンパレス)
	15:00~17:00 セキュリティー対策委員会
12日(金)	11:00~13:00 消費税PT
	14:30~17:00 連絡会議(グランドアーク半蔵門)
	15:00~17:00 人材育成委員会
15日(月)	15:00~17:00 ホール5団体風営法検討会WG
16日(火)	13:30~15:00 景品関連促進PT
	15:30~17:30 遊技機委員会
17日(水)	南三陸町ボランティア派遣(東京都・関東支部)。19日まで
18日(木)	10:00~16:50 取扱主任者講習・試験(更新)(大阪ガーデンパレス)
19日(金)	13:30~14:30 不正対策室会議
	15:30~ 登録資格審査委員会
22日(月)	10:00~17:10 取扱主任者講習・試験(新規)(都市センターホテル)
24日(水)	10:00~16:50 取扱主任者講習・試験(更新)(都市センターホテル)
25日(木)	16:00~17:00 社長・管理職能力開発講習・試験(東京)
26日(金)	16:00~17:00 社会貢献・環境対策委員会(埼玉県嵐山町・国立女性教育会館)
27日(土)	子ども自然塾(埼玉県嵐山町・共生の森)
29日(月)	15:00~18:00 正副会長会議
30日(火)	15:30~17:30 風営法PT
31日(水)	13:30~ 貯玉補償基金理事会 社長・管理職能力開発講習・試験(大阪・難波市民学習センター)

by Shufu!)の

10月の行事予定

議事を進行する西村直之代表理事(奥中央)





# パチスロ機884億円増 不振支える

株)矢野経済研究所は5~7月にパチンコ関連機器市場の調査を実施し、8月9日に「2012年版パチンコ関連メーカーの動向とマーケットシェア」を発刊した。その内容を紹介すると――。

2011年度のパチンコ関連機器の市場規模は1兆3631億円(メーカー売上金額ベース)となり、前年度比で102.9%、390億円のプラス成長であった(図1)。市場規模全体の6割を占めるパチンコ機市場は前年度比93.1%、約600億円のマイナスとなった

ものの、パチスロ機市場は前年度比884億円増(130.8%)の急成長を遂げた(図2)。

本格的に回復を遂げたパチスロ機の稼動状況を背景に大型販売機種が増加したことが貢献し、パチンコ機、パチスロ機を合わせた遊技機市場は辛くも前年度割れを回避した。2012年度に入ってもパチスロ機の販売は好調であり、引き続き、市場全体を支えるものと考えられる。

一方、2011年度の周辺設備機器市場では2010年度と同様

にパチスロ機に関連する機器市場が伸長し、メダル計数機を含む計数機市場は前年度比117.5%、メダル複給システム市場は同149.9%、台間メダル貸機市場は同155.3%となり、折からのパチスロ機の増台機運がこれら市場を力強く牽引した。

パチンコホールでのこの動きは2011年後半から2012年初頭までがピークであったとされるが、2012年後半に入っても、お盆、年末年始の商戦期に向けた大手中堅のパチンコホール経営企業の新規出店、既存店のリニューアルが増加することで、安定した市場環境が維持されるだろう。パチスロ機関連の機器を扱う各社では、少なくとも、2012年末頃までは良好な業績が続くものとみている。

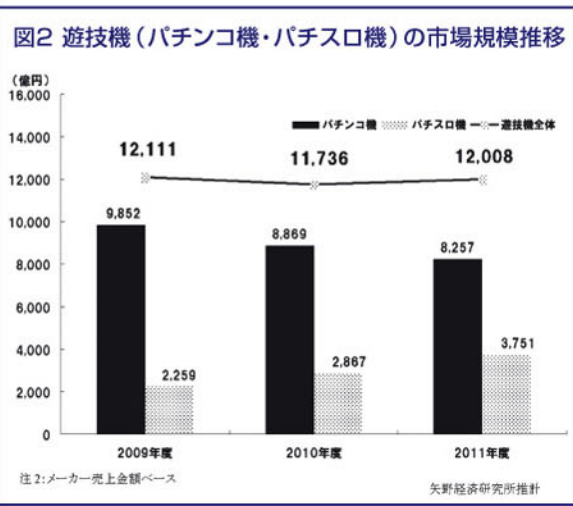
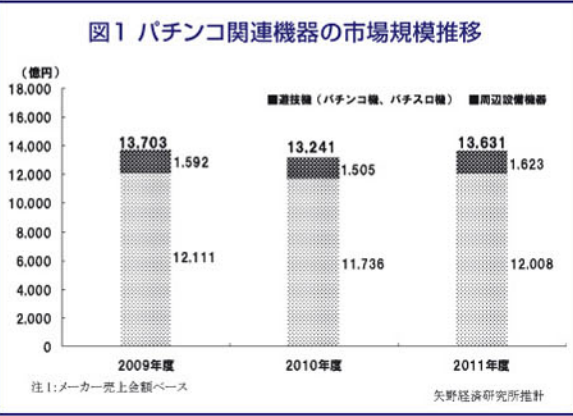
## 総務省、「生活調査」を発表 遊技人口1137万人 10年間下降線たどる

総務省はこのほど、昨年10月20日現在で実施された「平成23年社会生活基本調査」のうち、生活行動(「学習・研究活動」「ボランティア」「スポーツ」「趣味・娯楽」「旅行・行楽」)に関する調査結果を

公表した。社会生活基本調査は国民の生活時間の配分及び自由時間におけるおもな活動についての調査で、5年に1回行われている。今回の調査は全国から無作為に選んだ約8万3000世帯に居住する10歳以上約20万人を対象に行われた。

調査では10歳以上の人口を1億1406万人と推定し、行動者率(10歳以上人口に占める、過去1年間に該当する活動を行った人の割合。いわゆる参加率)を出した。例えば「趣味・娯楽」の中の「パチンコ」の行動者率は10%で1137万人(男889万人、女248万人)と推定された。行動者率を過去25年間の推移で見ると、「パチンコ」は平成3年(1991)をピークに下降を続けている。

また、「パチンコ」の行動者率をプレー頻度別に見ると、「月に2~3日」が2.1%(239万人)で一番多く、次いで「週に1日」が1.9%(212万人)、「月に1日」が1.8%(211万人)、「年1~4日」が1.6%(185万人)、「月に2~3日」が1%(118万人)の順。「週4日以上」のヘビー派は0.4%(44万人)だった。





## 店長・管理職能力開発講習・試験 来年1月に東京で

日遊協が関係団体の協力を得て行う「店長・管理職能力開発講習・試験」が来年1月に東京で行われる。  
〔東京会場〕

2013年1月23日(月)  
日遊協本部会議室

午前10時開始、午後5時半終了。  
受講・受験料は日遊協会員1万7200円、会員以外2万2450円。  
申込用紙は日遊協ホームページに  
定員に達すると締め切る。  
日遊協ホームページ  
<http://www.nichiyukyo.or.jp/>

## 中部支部役員会 車内放置など課題検討

中部支部役員会が9月11日、名古屋市中区のアリス愛知で開かれ山口悟支部長以下6人が出席し、当面の課題を話し合った。山口支部長は三重県桑名市の幼児車内放置事件に関して「子ども連れの駐車禁止については、複合施設の場合は入場禁止に配慮しなければならぬ場合もあり、わかりやすい説明、案内など考える必要がある」と今後の課題を示した。会議では、広告・宣伝等の健全化、依存の問題などについて協議され、支部体制の強化のために1、2名の副支部長を選任することを確認した。

## 愛知ゴト情報対策協議会 スロットゴトが急増

愛知県ゴト情報対策協議会が9月4日、愛遊協役員室で開かれ、日遊協からは山口悟支部長以下7名が参加し、愛遊協から6名、岐阜県遊協から2名、三重県遊協からは2名が出席した。7月から急にモンキーターン(山佐)ミリオングッド(ミズホ)

のゴト報告が増え、8月も続いていることが大きな特徴として報告された。

### 会員・業界消息

#### ●代表者変更

▼株式会社ケイスズビーエム  
代表取締役・加藤哲朗  
11年10月28日

#### ●社名変更等

▼銀座ホールディングス株式会社  
(旧社名・有限会社銀座ホール)  
TEL044・9335・09950  
FAX044・9332・8567  
8月22日

#### ●本社移転等

▼グロリーナスカ株式会社  
東京都墨田区押上1・1・2  
東京スカイツリーイーストタワー16階  
TEL03・6284・1905  
(管理統括部)  
FAX03・6284・1901  
9月18日

#### ▼フィールズ株式会社

東京都渋谷区南平台町16・17  
渋谷ガーデンタワー  
9月18日

## 新規入会は5社

9月20日の第3回定例理事会で、5社(正会員1社、賛助会員4社)の新規入会が認められた。

#### ●新規入会(正会員)

▼夢コーポレーション株式会社

代表取締役社長・加藤英則

愛知県豊橋市駅前大通1・135

COCORA AVENUE(ココアラベニュー)3F

1970年(昭和45)設立。パチンコホール運営。12年3月現在、全国に31店舗を展開。資本金5000万円。社員382人(ほかにパート、アルバイト)。(推薦人・会長・深谷友尋)

#### ●新規入会(賛助会員)

▼有限会社真愛商会

代表取締役・郭隆志

福岡県筑紫郡那珂川町王塚台1・8

1999年(平成11)設立。販社。資本金300万円。従業員21人。(推薦人・株式会社フェイスタグループ福山裕治)

▼有限会社エリアプロジェクト

代表者・徳山健一

札幌市白石区菊水元町2条5・3・11

2003年(平成15)設立。販社。資本金300万円。(推薦人・株式会社ビクトリア観光松谷明良)

▼株式会社ACマーケティング

代表取締役・石川透

札幌市東区東雁来7条2・8・3

2008年(平成20)設立。販社。1000万円。(推薦人・株式会社ビクトリア観光松谷明良)

▼株式会社アリウス

代表取締役・高岡潤一郎

東京都港区芝大門2・12・9

浜松町SSビル10F

1996年(平成8)設立。広告出版、システム開発。資本金3000万円。(推薦人・専務理事・篠原弘志)

# DATA SPOT

## パチンコ店舗、前月より微増

全日遊連は9月14日、店舗数、遊技機台数の2012年8月分を発表した。店舗数は、前月比で5軒増えたが1万1227店となり、昨年8月(1万1338店)と比べてこの1年間で111店と大台の減少が続いている。

遊技機では、パチンコが1年間でマイナス6万3754台(昨年8月288万1110台)と下降線は変わらず、パチスロ機はプラス10万83台(昨年8月131万27台)と堅調である。パチスロは前月比で8935台増で、昨年4月から17か月連続で前月比増を続けている。<注>店舗数、および遊技機台数は、各月の末日現在の数。表中の「その他」はアレンジボール、じゃん球、スマートボールを意味する。

## 貯玉補償基金加盟状況

	店舗数	前月比
北海道	229	+1
東北	513	+1
東京	525	+10
関東	1488	+10
中部	446	+11
近畿	809	+7
中国	277	+2
四国	140	+2
九州	591	+3
全国計	5018	+47

(2012年8月31日現在)

## 全日遊連加盟店舗数・遊技機台数

平成24年	営業店舗数	新規店舗数	廃業店舗数	休業店舗数 (当月発生分)	遊技機台数			総台数
					ぱちんこ遊技機	回胴遊技機	※その他	
1月	11,332	30	21	138(11)	2,869,178	1,360,139	156	4,229,473
2月	11,303	6	35	137(14)	2,856,929	1,364,366	156	4,221,451
3月	11,268	9	36	144(23)	2,843,391	1,369,425	160	4,212,976
4月	11,269	29	38	134(14)	2,838,019	1,385,142	160	4,223,321
5月	11,258	16	28	134(21)	2,833,776	1,390,461	160	4,224,397
6月	11,227	11	34	138(2)	2,825,019	1,395,141	160	4,220,320
7月	11,222	14	26	131(12)	2,822,070	1,401,427	160	4,223,657
8月	11,227	26	21	132(18)	2,817,356	1,410,362	160	4,227,878